

鋼材 JIS の注文時の情報に関する規定について

1. 経緯

2017年11月の鋼材規格三者委員会にて注文時の情報に関する規定を鋼材 JIS に展開することについての質問があった。その後、鉄連の鋼材標準専門委員会にて審議を行った結果、鋼材 JIS に追加規定することが決定したため（2020年7月）、2021年度から審議開始する鋼材 JIS 案から展開を開始した。

以下の JIS 案より、その内容が追加されている。

- ① JIS G 3120 圧力容器用調質型マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板
- ② JIS G 4401 炭素工具鋼鋼材
- ③ JIS G 4403 高速度工具鋼鋼材
- ④ JIS G 4404 合金工具鋼鋼材
- ⑤ JIS G 3446 機械構造用ステンレス鋼鋼管
- ⑥ JIS G 3447 ステンレス鋼サニタリー管
- ⑦ JIS G 3448 一般配管用ステンレス鋼鋼管
- ⑧ JIS G 3460 低温配管用鋼管

2. 注文時の情報（JIS G 0404 の例）

JIS G 0404（鋼材の一般受渡し条件）で規定されている内容を例として示す。

4 注文者によって提示される情報

4.1 注文者は、意図する加工方法及び用途を考慮して、鋼の種類、製品の形状及び寸法を選定しなければならない。その選定にあたって、製造業者の助言を参考にしてもよい。

注文書は、製品及び要求特性、並びに次に示すような受渡しに関する詳細を提示しなければならない。

注文製品の質量、長さ、面積、数量

製品形状（場合によっては、例えば、図面番号）

表示寸法

a)及びb)の許容差

鋼の種類の記事

（後略）

3. 鉄鋼 ISO 規格及び ASTM 規格の状況

ISO 規格及び ASTM 規格の主要な鋼材規格 50 件（ISO 規格:34, ASTM 規格:16）を調査した。

1) 注文時の情報に関する規定は、48 規格で規定されている。

未規定の 2 規格は、ISO6935(鉄筋コンクリート用棒鋼)であった。しかし、当該規格が所属する ISO/ TC17/SC16（鉄筋・PC ストランド用鋼）の ISO 規格(15 規格)には、注文時の情報に関する規定が有るものが 7 規格あり統一されていないと判断される。

2) 全ての注文時の情報規定では、明確に（又は、間接的に）注文者を情報提供の主体として規定しており、製造業者側に確認義務を規定している規格はなかった。

3) 注文者の注文情報提供は、ISO 規格では、要求事項として規定され、ASTM 規格では、要求事項と推奨事項が、ほぼ半々であった。

4. 注文時の情報に関する規定の意義

1) 製品の要求事項の明確化は、製造業者にとって品質管理の出発点

JIS Q 9001 の規定 箇条 8 (運用) 8.1 (運用の計画及び管理)

組織は、次に示す事項の実施によって、製品及びサービスの提供に関する要求事項を満たすため (略) 必要なプロセスを計画し、実施し、かつ、管理しなければならない。

製品及びサービスに関する要求事項の明確化

.....

2) JIS の国際的プレゼンスの向上 (ISO 規格との整合化)

JIS の ISO 規格との整合化は、国が批准した WTO-TBT 協定の遵守という意義に加え、鉄鋼 JIS の国際的プレゼンスの向上にも寄与する。

鉄連は、東南アジアでの通商メリットを狙い、鉄鋼 JIS を東南アジア諸国に浸透させる JIS 普及活動を進めている (タイ、ミャンマー)。そうした場合、各国は、他規格 (ISO, EN, ASTM) との比較評価を行うため、ISO や有力な地域規格との整合性は重要になる。

5. 注文時の情報に関する規定化の提案内容

注文時の情報に関する規定を鋼材の製品 JIS に以下の骨子で展開する方針としたい。但し、製品 JIS への展開は、分科会にて審議した上で進めることとしたい。

- 1) 箇条名称は、JIS G 0404 (鋼材の一般受渡し条件) の箇条名と同じ「注文者によって提示される情報」とし、報告箇条の前に入れる (箇条ずれを最小化)。
- 2) 規定文案は、「注文者は、この規格に規定する事項を適切に指定するために、注文時に少なくとも次の事項を製造業者、加工業者又は中間業者へ提示しなければならない。」とし、注文者側の要求事項として規定する。
- 3) 記載する「次の事項」は、当該規格で注文者が指定する必須項目 (例えば、種類の記号、寸法、めっき鋼板のめっき付着量、等) で、それら情報を注文者から提供されない限り製造に着手できない情報とする。